

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目 次

◇ 告 示

- 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 鶏等の移入の禁止の解除 (畜産課)
- 土地改良区の役員就任 (二件) (農村整備課)
- 土地改良区の役員就退任 (〃)
- 土地改良区の役員退任 (〃)
- 県営土地改良事業の工事完了 (〃)
- 保安林の指定の解除予定 (四件) (造林課)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (水産課)
- 港湾隣接地域の指定の一部改正 (港湾課)

告 示

鳥取県告示第二百二十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口外科クリニック	鳥取市片原五丁目一五八―五	昭和六十二年二月二十三日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇―一	昭和六十二年二月二十七日
クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原七二三	昭和六十二年三月一日
加藤医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二二三五	〃
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇一	〃
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	〃

鳥取県告示第二百二十一号

昭和六十二年二月鳥取県告示第五十五号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

就任した役員の氏名及び住所

監 事 細 田 文 雄 八頭郡家町大字大門一七一

昭和六十二年三月八日就任 任期昭和六十四年三月三十日まで

鳥取県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

就任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 田 勝 倉吉市福本一七五

昭和六十二年三月十三日就任 任期昭和六十五年三月十八日まで

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 陽 治 八頭郡用瀬町大字屋住二七六

理事	坂本 馨	長谷川 陽 治	八頭郡用瀬町大字屋住二七六	大字安蔵一〇〇八一
就任した役員の氏名及び住所				
監事	坂本 馨	長戸 信 勝	大字安蔵一〇〇八一	一三九
		大家 繁 博	大字江波六六四	
		加賀田 収	大字金屋一九七	
		加賀田 義 雄	一五九	
		岸 本 實	大字安蔵一〇四九	
		岸 森 恒 夫	大字家奥一〇四	
		鈴木 義 明	大字古用瀬三二八	
		徳 中 章 二	大字江波六八一	
		永 田 章 二	大字安蔵二八二	
		福 本 拙 男	大字古用瀬三四三	
		藤 原 貞 夫	大字屋住四三二一	
		古 田 正 男	大字古用瀬四二五	
		前 田 欣 也	大字安蔵七二七	
		前 田 喜 道	大字川中一四六	
		森 下 清 治	大字家奥八八一	
		森 重 市	一二九	
		五利江 勝 義	大字金屋八七	
		加賀田 一 男	大字安蔵九三九	
		昭和大十二年二月九日退任		

鳥取県告示第二百二十五号	長戸 信 勝	大家 繁 博	大字安蔵一〇四九	一三九
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出が		加賀田 収	大字金屋一九七	
		岸 本 實	大字安蔵一〇四九	
		岸 森 恒 夫	大字家奥一〇四	
		鈴木 義 明	大字古用瀬三二八	
		徳 中 章 二	大字江波六八一	
		永 田 章 二	大字安蔵二八二	
		福 本 拙 男	大字古用瀬三四三	
		藤 原 貞 夫	大字屋住四三二一	
		前 田 欣 也	大字安蔵七二七	
		前 田 喜 道	大字川中一四六	
		入 江 正 治	大字金屋一七一	
		川 元 一 雄	大字古用瀬四七三	
		義 本 大	大字家奥四二六	
		森 重 市	一二九	
		五利江 勝 義	大字金屋八七	
		加賀田 一 男	大字安蔵九三九	
		昭和大十二年三月九日就任		
		任期四年		

あつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 一 明 倉吉市福光四一四

昭和六十二年三月九日退任

鳥取県告示第二百二十六号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営樹園地農道網整備事業小倉地区農道整備 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業用瀬 南地区	昭和六十一年十月二十日 昭和六十二年二月三日

鳥取県告示第二百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字東濱一四六〇の二・大字西園字北濱一九〇

〇の一・一九〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二六二の二八二・一二六二の二八四・一二六二の二八七・一二六二の二九六・一二六二の二九八・一二七七の七九・一二七七の八一・一二七七の八三から一二七七の八五まで
・一二七七の八七・一二七七の一六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字西山ノ神一二〇四の一二・一二〇四の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六九の一・一三六九の二〇・一三六九の四六・字ヘンフ谷一三七五の八一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

加入区	漁業の区分
夏泊加入区	
御来屋加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百三十二号

昭和四十年四月鳥取県告示第百八十九号(港湾隣接地域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

四の(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 彦名地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点一 米子市彦名字坂口新田一 一六八三―四地先の護岸標杭

二 基点一から二七度四分四・六メートルの点(彦名字坂口新

田一 一六八三―四地先無番地)

三 二から二八九度三分一三〇・〇”(“)

四 三から二八一四度四分八八・〇”(“ 六八五十三)

五 四から二八六度二分六〇・七”(“ 字三番川灘一四二

一三)

六 五から三三四度〇〇分六・〇”(“ 一四二―三地先無番

地)

七 六から二九七度一分三・〇”(“)

八 七から二八〇度〇〇分一〇・七”(“ 一五七一―二)

九 八から三〇二度二分一六・五”(“ 字上船入灘一九

三―二地先無番地)

〃一〇 〃 九から三〇九度三〇分四〇・五〃 (〃一九四)

〃一一 〃 一〇から三二〇度三〇分一四・八〃 (〃)

〃一二 〃 一一から二五度三〇分一〇・八・五〃 (〃一九七一二)

〃一三 〃 一二から二九四度三〇分二八・〇〃 (〃字上船入西七五四)

〃一四 〃 一三から二〇四度〇〇分五七・八〃 (〃七八八―一地先無

番地)

〃一五 〃 一四から二八九度〇〇分四五・二〃 (彦名字上船入七八九)

〃一六 〃 一五から二七八度五〇分三七・〇〃 (〃七八〇地先無番地)

〃一七 〃 一六から二八九度〇〇分五三・八〃 (〃七七五)

〃一八 〃 一七から一七度二〇分三〇・二〃 (〃七七四)

〃一九 〃 一八から二九七度三〇分二四・二〃 (〃明神港七九一)

〃二〇 〃 一九から三四八度二〇分七二・〇〃 (〃七九五)

〃二一 〃 二〇から一度三〇分二七・五〃 (〃七九五)

〃二二 〃 二一から二八四度〇〇分三二・五〃 (〃八一)

〃二三 〃 二二から八度五〇分一九・六〃 (〃八一〇―三)

〃二四 〃 二三から二七八度五〇分四五・〇〃 (〃八一―一地先無

番地)

〃二五 〃 二四から一八八度三〇分一六・五〃 (〃八一―二)

〃二六 〃 二五から二八四度三〇分八六・〇〃 (〃八一三)

〃二七 〃 二六から一二度一〇分六・七〃 (〃八一三―一)

〃二八 〃 二七から三一六度〇〇分一一・二〃 (〃)

〃二九 〃 二八から二六七度三〇分八・三〃 (〃)

(二) 安倍地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点一 米子市安倍字姐板西三三八―二地内の標杭

〃 二 基点一から一三度一〇分六・五メートルの点(安倍字姐板西

三四一)

〃 三 〃 二から二八八度〇〇分二二・三〃 (〃四二五)

〃 四 〃 三から三〇九度〇〇分五八・八〃 (〃四三〇)

〃 五 〃 四から三二一度二〇分四八・五〃 (〃四三三)

〃 六 〃 五から二八八度一五分一七・六〃 (〃四三四)

〃 七 〃 六から二〇三度〇〇分五五・三〃 (〃四三八―三)

〃 八 〃 七から二九二度二〇分三九・六〃 (〃四三八―三地先無

番地)

〃 九 〃 八から二〇七度四〇分四・六〃 (〃)

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

昭和62年度（昭和62年4月から昭和63年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により昭和62年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,800円。年額21,600円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7028

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

㊞

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】